

令和7年5月19日

広島市国民健康保険条例（昭和34年広島市条例第9号。以下「条例」という。）第14条の3第3項において準用する同条第1項及び同条第6項において準用する同条第4項に規定する未就学児に係る令和7年度の国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額から減額すべき額を次のとおり決定しましたので、条例第14条の3第3項において準用する同条第2項及び同条第6項において準用する同条第5項において準用する条例第10条の6の5第3項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 条例第14条の3第3項において準用する同条第1項に規定する乗じて得た額
5, 165円
- 2 条例第14条第3項において準用する同条第1項第1号に掲げる納付義務者
に係る条例第14条の3第6項において準用する同条第4項第2号に掲げる
乗じて得た額
1, 550円
- 3 条例第14条第3項において準用する同条第1項第2号に掲げる納付義務者
に係る条例第14条の3第6項において準用する同条第4項第2号に掲げる
乗じて得た額
2, 583円
- 4 条例第14条第3項において準用する同条第1項第3号に掲げる納付義務者
に係る条例第14条の3第6項において準用する同条第4項第2号に掲げる
乗じて得た額
4, 132円